

琉球政府文書「立法勧告及び署名手続に関する書類」について

小野 百合子[†]

はじめに

- 1 「立法勧告及び署名手続に関する書類」の立法過程における位置づけ
- 2 「立法勧告及び署名手続に関する書類」にみる立法勧告から公布まで
 - 2-1 事例1：政府立公園法（1957年）
 - 2-2 事例2：政府立公園法の一部を改正する立法（1959年）
- 3 「立法勧告及び署名手続に関する書類」の意義と関連文書
 - 3-1 「立法勧告及び署名手続に関する書類」からわかること
 - 3-2 関連文書（シリーズ）

おわりに

はじめに

本稿は、当館が所蔵する琉球政府文書のなかから、琉球政府立法（民立法）の立法過程の一部をたどることができる総務局渉外広報部渉外課のシリーズ「立法勧告及び署名手続に関する書類」の概要を紹介するものである。同シリーズには、立法勧告に関する事務を所掌していた総務局渉外広報部渉外課が、関係各課との間で交わした文書が立法案ごとに綴られた簿冊が含まれており、行政主席によって立法院に提出された立法案が公布されるまでのプロセスを文書でたどることができる。さらに、そのなかにある琉球列島米国民政府（通称、USCAR。以下、USCARとする）が立法案に対する賛否を表明した文書からは、琉球政府の立法権に対してUSCARが加えた制限の内実を知ることができる。

よく知られているように、米国統治下の沖縄における住民側の自治機構であった琉球政府（1952-1972年）は、司法、行政、立法の三機関を有する一国並みの政府でありながら、USCARの監督下にあった。琉球政府は立法権を有していたものの、立法院に法案を提出する前と法案が議決された後に、それぞれUSCARの承認を得る必要があった。通称、「事前事後調整」とよばれるこうした承認のプロセスとその内容を具体的に知ることができるという点で、「立法勧告及び署名手続に関する書類」は、USCARの監督下にあった琉球政府の立ち位置を端的に示すものとなっている。ただし、筆者が従事しているのが琉球政府文書のデジタルアーカイブに関する業務であることから、本稿が扱う範囲は、琉球政府文書の「立法勧告及び署名手続に関する書類」の概要とそこからわかることの紹介にとどまっている。よって、本稿は、琉球政府文書と両輪をなすUSCAR文書をも視野に入れた立法勧告をめぐる全工程（文書）、また琉球政府とUSCARとの関係性や、USCARに対する琉球政府の自立・自律性の程度を論じるものではないことをあらかじめことわっておきたい。

以下では、まず第1節で「立法勧告及び署名手続に関する書類」の立法過程における位置づけを確認し、第2節で具体的な文書の流れを追っていく。最後に第3節で、「立法勧告及び署名手続に関する書類」から読みとれることや関連文書（シリーズ）について述べたい。

[†] おの ゆりこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課 公文書主任専門員

1 「立法勧告及び署名手続に関する書類」の立法過程における位置づけ

まず、本稿で取り上げる「立法勧告及び署名手続に関する書類」が、琉球政府立法の成立過程のどの部分に位置するのかを確認しておく。

琉球立法院において審議される立法案は、議員が発議するものと、行政主席または高等裁判所首席判事が立法勧告したものとがあったが、「立法勧告及び署名手続に関する書類」に含まれるのは、行政主席が立法勧告を行った法案であり、これについてみていくこととする。まず、行政主席から立法勧告がなされると、立法院議長はその内容にしたがって適当な委員会に付託する。委員会では立法の必要を認めるかどうか審議し、立法の必要があると認める場合は立法案を発議する。次に、第一読会では、発議の趣旨が述べられたうえで質疑が行われ、法案の審議が委員会に付託される。委員会では、立法案を審査して、議長に委員会報告書を提出する。次に、第二読会で法案の趣旨説明や質疑応答を行い、さらに第三読会で修正案の討論などがあり、採決の結果、否決されたものは廃案に、可決された立法案は行政主席に送られる。行政主席は、送付を受けた立法案を承認する場合、署名をして公布するという流れである¹。

この過程を立法勧告に関する事務を中心に示すと図1のようになり、「立法勧告及び署名手続に関する書類」には、枠線内①から⑥のプロセスに関する文書が含まれる。

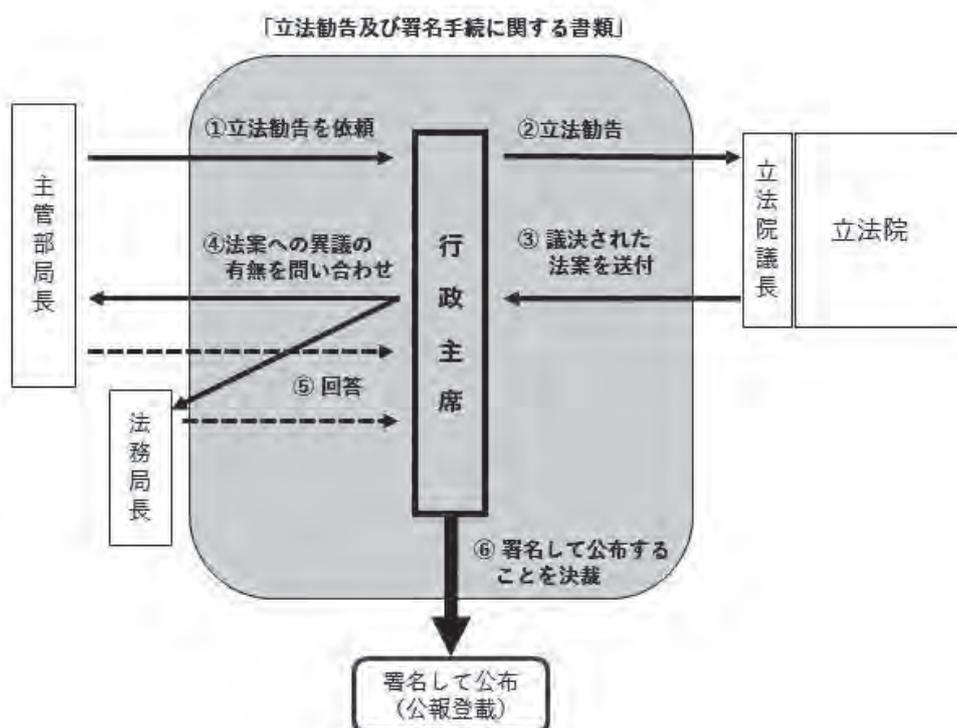


図1 行政主席による立法勧告に関する事務を中心とした琉球政府立法の成立過程

具体的には、①主管局が行政主席に対して立法勧告を依頼、②行政主席が立法院議長に対して立法勧告、③立法院議長が行政主席に対して議決された立法案を送付、④議決された立法案に対して行政主席が主管局と法務局に異議の有無を問い合わせ、⑤それに対する主管局と法務局からの回答、⑥行政主席が署名公布することを決裁の6つのプロセスに関する文書であり、各簿冊にはこれら一連の文書が立法案ごとに綴られている。

¹ 立法院事務局編『立法院のしおり』(G80003440B) 沖縄県公文書館所蔵

2 「立法勧告及び署名手続に関する書類」にみる立法勧告から公布まで

2-1 事例1：政府立公園法（1957年）

それでは、この一連の文書について、『立法に関する書類 1957年 4』(R00000925B)に綴られた政府立公園法を例に見ていきたい²。

1957年（昭和32）5月30日、工務交通局（のちの建設局）は、行政主席官房（のちの総務局³）に政府立公園法の立法案を送付し立法勧告を依頼した（図1-①、図2）。立法案第1条には、「政府立の公園を設定して、琉球の史跡及び代表的景勝地の保護開発を図り、もつて住民の保健、休養及び教化並びに一般観光客の誘致に寄与すること」と法の目的が謳われている。

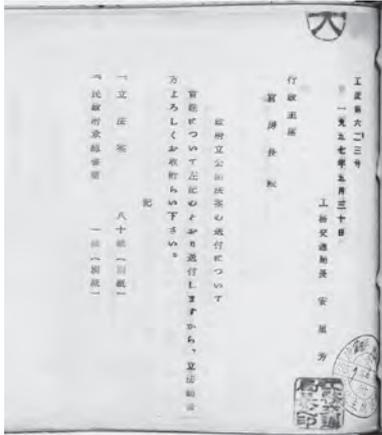


図2 「政府立公園法案の送付について」、290頁

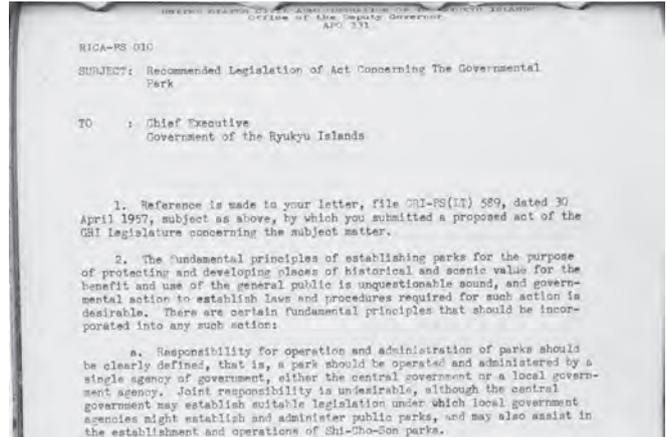


図3 「Recommended Legislation of Act Concerning The Governmental Park」、294頁



図4 「政府立公園法」の立法勧告について、289頁

工務交通局の立法案には、行政主席に対する5月29日付のUSCAR承認書簡が添付されている（図3。和訳は図20）。民政副長官（Deputy Governor）に代って、行政課長ジョン・エル・ターナー中佐は、政府立公園法を立法院に提出することについて「何等異存はない」と述べつつ、「公園の運営及び管理に対する責任は、明瞭に定められるべきである」など、「更に組み入れるべき基本的な方針」を列挙し、それらを法案におりこむことを条件とした。工務交通局から立法案とUSCAR承認文書の送付を受けた行政主席は、6月

14日付で政府立公園法の立法勧告を立法院へ送付した（図1-②、図4）。

ここで立法院における政府立公園法の成立過程を簡単にみていくと、まず6月18日、第10回琉球立法院議会において行政主席が政府立公園法の立法勧告を行い、立法院議長は同法の起案を経済工務委

² ここで取り上げた政府立公園法を事例とした一連の文書の流れについては、琉球政府文書デジタルアーカイブサイト「琉球政府の時代」に掲載している資料紹介ページ「琉球政府立法の制定—政府立公園法」および「ドル切替のインパクト—琉球政府立法の改正作業」でも紹介しており、そこからデジタル画像を閲覧できる。また、当館所蔵資料検索ページの「コード検索」に資料コードを入力して、デジタル画像を閲覧することもできる。

³ 琉球政府文書は、復帰直前の琉球政府の組織構造に準じて、行政事務部局10局1室、宮古支庁、八重山支庁、会計検査院、人事委員会、立法院の16と、これに琉球政府以前の行政組織のカテゴリーを加えた17の資料群に分類されている。立法勧告に関する事務を所掌していたのは、復帰時には総務局（1965-72年）で、その前は内務局（1961-65年）と行政主席官房（1952-61年）であった。

員会に付託した⁴。同委員会は、7月10日および11日に委員会を開き、参考人から意見を徴して審査したうえで、7月19日の第一読会で政府立公園法案を発議した。ここでは、裏付けとなる政府予算の有無、候補となる設置場所、日本の国立公園法および自然公園法との関係⁵などについて質疑がなされ、同法案の審査は経済工務委員会に付託された⁶。同委員会は、7月22日、24日、26日の3日間にわたって審議し、7月30日の第二読会において、修正議決すべきとの審査結果を報告、委員会修正案を示した。主な修正点は、当初は規則で謳われていた政府立公園審議会の設置や権限などを本法に追加することで、あわせて第一読会で議論になった日本の国立公園法および自然公園法との関係について、政府立公園法はその中間にあたるなどの説明がなされた。質疑の結果、政府立公園法は第三読会を省略してこの場で表決されることになり、委員会修正案が可決された⁷。

それでは、再び「立法勧告及び署名手続に関する書類」の文書の流れに戻りたい。7月30日に立法院で可決された政府立公園法の立法案が8月6日、立法院議長から行政主席に宛てて送付された（図1-③、図5）。同日、行政主席官房は、議決された立法案を行政主席が署名して公布することに対する異議の有無を法務局と工務交通局に問い合わせた（図1-④、図6）。この際、主管局である工務交通局には、「民政府とも調整の上、その結果についても御回報願いたい」としている。

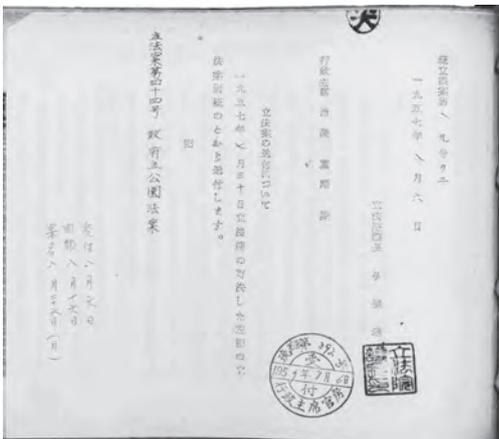


図5 「立法案の送付について」、281頁

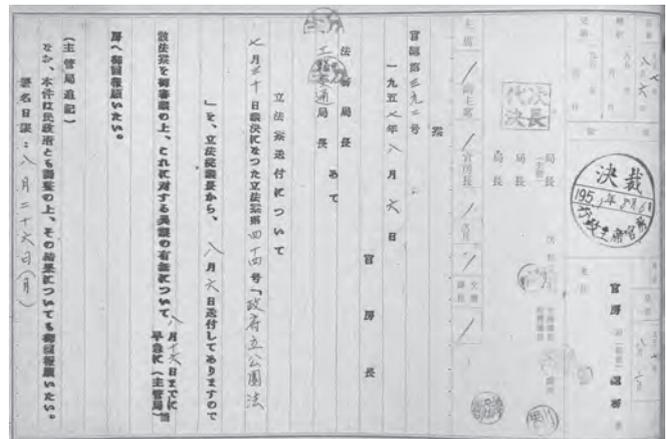


図6 「立法案送付について」、280頁

8月14日、法務局は「案のとおり審議決定の上行政主席に提出してよいと認める」と回答、工務交通局も8月26日、「立法院の議決どおり公布しても異議ありません」、「民政府とも調整済み」で「公布に異議ない」との回答を得ていると回答した（図1-⑤、図7・8）。添付されている8月26日付のUSCAR承認文書では、高等弁務官（High Commissioner）に代って、総務部長クレセンゾ・エフ・ギーダ中佐が、「立法院の議決になった同法案については、当政府は異議ない」としている（図9。和訳は図21）。なお、立法院への法案提出に対する5月29日付の承認文書（図3）では「民政副長官に代って」、立法院議決後の法案に対する8月26日付の承認文書では「高等弁務官に代って」となっている

⁴ 『公報（号外）1957年9月16日 第10回議会（定例）琉球立法院会議録第17号』当館ウェブサイト「琉球立法院会議録」（<http://www2.archives.pref.okinawa.jp/html/2/10/04963.htm> 2020.1.28）
⁵ 日本では1957年（昭和32）6月、従来の国立公園法が廃止となって自然公園法が新たに制定された。日本の自然公園と琉球政府立公園との関係については、小沢晴司「自然公園成立史の観点からみた琉球政府立公園の特徴」『ランドスケープ研究』76巻5号（日本造園学会 2013）pp.439-442を参照。
⁶ 『公報（号外）1958年1月28日 第10回議会（定例）琉球立法院会議録第26号』当館ウェブサイト「琉球立法院会議録」（<http://www2.archives.pref.okinawa.jp/html/2/10/05038.htm> 2020.1.28）
⁷ 『公報（号外）1958年2月4日 第10回議会（定例）琉球立法院会議録第28号』当館ウェブサイト「琉球立法院会議録」（<http://www2.archives.pref.okinawa.jp/html/2/10/05061.htm> 2020.1.28）

のは、大統領行政命令10713号「琉球列島の管理に関する行政命令」（1957年6月5日）によって高等弁務官制が導入され、琉球列島の最高責任者が民政副長官から高等弁務官に変わったためである。

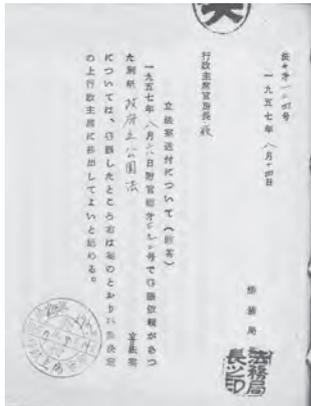


図7 「立法案送付について（回答）」、272頁

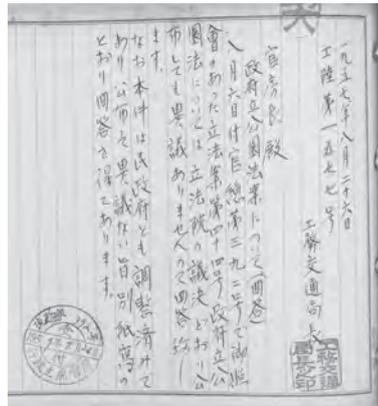


図8 「政府立公園法案について（回答）」、269頁



図9 「Legislature - Passed Bill No.44, Concerning Governmental Parks」、271頁

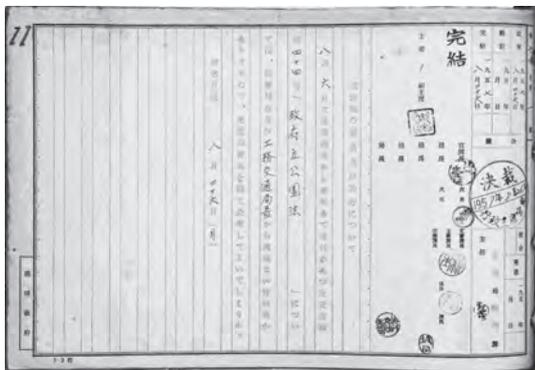


図10 「立法案の署名及び公布について」、268頁

8月26日、行政主席官房は、政府立公園法に行政主席が署名して公布することを決裁し（図1-⑥、図10）、同法は1957年（昭和32）立法第56号として8月30日に公布された。

以上が、政府立公園法が公布されるまでの一連の文書である。

2-2 事例2：政府立公園法の一部を改正する立法（1959）

次に、既存の琉球政府立法を改正する場合であるが、基本的には、〇〇〇（既存の法）の一部を改正する立法として前項でみたのと同様のプロセスをたどる。『立法に関する書類 1959年 1』（R00000908B）に収められている政府立公園法の一部を改正する立法を例にみてみよう。

1959年（昭和34）2月9日、工務交通局は行政主席官房に、政府立公園法の一部を改正する立法の勧告を依頼した（図1-①、図11）。勧告理由は、前年9月の通貨のドル切替にともない、B円表示を



図11 「政府立公園法の一部を改正する立法案について」、351頁

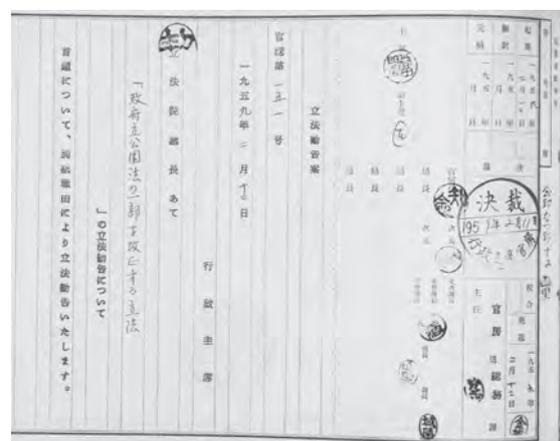


図12 「政府立公園法の一部を改正する立法」の立法勧告について」、350頁

ドル表示に改めるためである。なお、ここには「本件については民政府の内諾を得ています」という記載のみがあり、USCARの承認文書は添付されていない。行政主席は、2月12日付で立法院議長に対して立法勧告文書を送付した(図1-②、図12)。

立法院においては、第14回議会に提出され、3月31日の第一読会で経済工務委員長が政府立公園法の一部を改正する立法案を発議し、通貨切替にともないB円表示をドル表示へ改めるためであると提案理由を述べた。また、政府勧告案では、第27条第1項の「四千元」を「四十ドル」、同条第2項の「二千元」を「二十ドル」に改めるとなっていたところ、前者を「三十五ドル」、後者を「十五ドル」に修正した旨を報告した。これについて質疑はなく、その後の読会を省略してただちに表決に付すことになり、委員会案が可決された⁸。

4月3日、立法院議長は3月31日に可決された法案を行政主席に送付(図1-③、図13)、4月4日、行政主席官房は法務局と工務交通局に対して法案に対する異議の有無を照会した(図1-④、図14)。4月11日に法務局が、4月22日に工務交通局が異議ない旨を回答した(図1-⑤、図15・16)。なお、工務交通局からの回答には「同法案については民政府も異議ありません」と記載があるのみで、USCAR承認文書は添付されていない。4月22日、行政主席官房は行政主席が署名して公布することを決裁した(図1-⑥、図17)。こうして政府立公園法の一部を改正する立法は、1959年(昭和34)立法第39号として4月24日に公布された。



図13 「立法案の送付について」、348頁



図14 「立法案送付について」、347頁

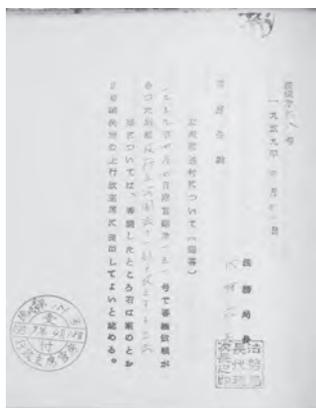


図15 「立法案送付について(回答)」、345頁

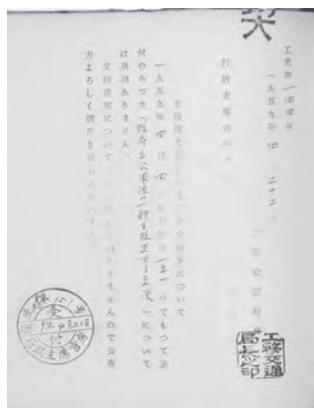


図16 「立法院で議決になった立法案について」、344頁



図17 「立法案の署名及び公布について」、343頁

⁸ 『第14回議会(定例)立法院会議録第7号』(1959年4月7日)(G80004770B) 沖縄県公文書館所蔵。当館ウェブサイト「琉球立法院会議録」(<http://www2.archives.pref.okinawa.jp/html/2/14/06075.htm>)からも閲覧可能。

以上、政府立公園法と同法の一部を改正する立法を事例に、行政主席によって立法勸告された法案が公布されまでの文書の流れを追ってきたが、各簿冊を見ていく際には、文書の時系列に注意する必要がある。簿冊の先頭から見ていく場合には、時系列の新しいものから古いものへと遡っていくかたちとなるため、まず最初に行政主席官房の「立法案の署名及び公布について」という文書（図1-⑥、図10・17）があり、工務交通局が行政主席官房に立法案を送付し立法勸告を依頼した文書（図1-①、図2・11）が最後にくることになる。

3 「立法勸告及び署名手続に関する書類」の意義と関連文書

3-1 「立法勸告及び署名手続に関する書類」からわかること

前節で政府立公園法とその改正法を事例にみってきた「立法勸告及び署名手続に関する書類」に綴られた一連の文書からは、どのようなことが読みとれるだろうか。

第1に、主管局が法案を送付して立法勸告を依頼する際には、立法勸告が必要な理由が記載されており、ここから当該立法が必要とされた背景や社会の状況を知ることができる。例えば、政府立公園法の勸告理由には、沖縄には「公園となるべき天与の地域が多く」、「住民が之を利用しようとする風潮」も高まっているが、施設がほとんどなく利用が不便であること、緑地や子どもの遊び場を求める声があること、「国土計画の理想に基いて」保護開発すべき区域を設定する必要があるなどと述べられており、1957年（昭和32）当時、琉球政府の責任において公園の整備が求められた背景がみとれる（図18）。

さらに、立法勸告理由には、「わが沖縄の独特な風景を広く非琉球人に享用せしめることは、沖縄の国情を海外に紹介し、観光事業によつて国際親善に寄与することは、もとより、外貨獲得にも至大な貢献をなす」とも記されている。政府立公園法と前後して、「非琉球人旅客」に対する観光事業の振興を目的とした観光事業の助成に関する立法や、「外客（琉球に本籍を有しない者又は琉球に本籍を有している者で、琉球以外に住居を有し、かつ、旅行を目的とする者）」に対する接遇の充実を目的とする観光ホテル整備法が制定されたことを鑑みると、政府立公園法は、琉球域外からの観光客を誘致することで外貨獲得をはかろうとする琉球政府による法整備の一環として位置づけることができる⁹。

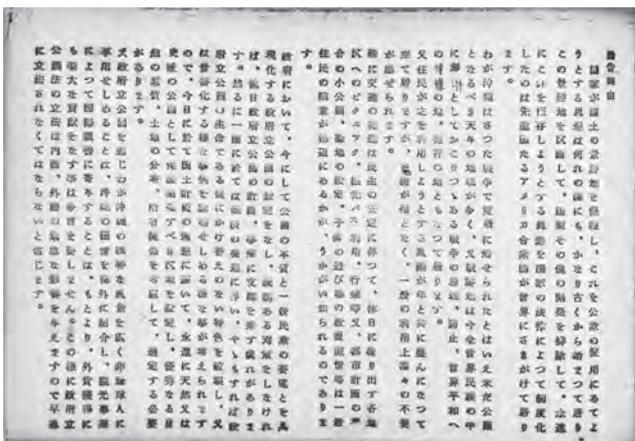


図18 「勸告理由」 R00000925B, 296頁

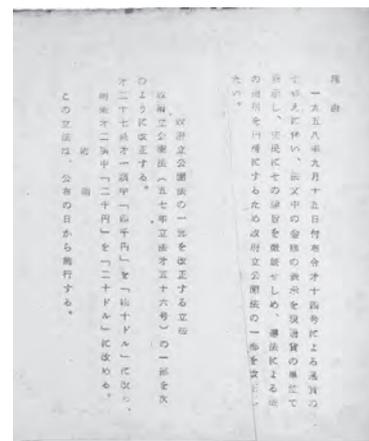


図19 「理由」 R00000908B, 352頁

⁹ なお、琉球立法院の第一読会においても、日本の国立公園法および自然公園法との関係を問う質問において、日本では「国民保健と国民の休養と教化」が大きな目的で管轄も厚生省であるのに対し、沖縄ではそれに加えてドル獲得や観光が重要視されており、管轄も工務交通局であるとの発言がなされている。発言者は平良幸市議員。（前掲、『公報（号外）1958年1月28日 第10回議会（定例）琉球立法院会議録第26号』）

また、1959年（昭和34）に同法を改正する必要が生じたのは、前述したように1958年（昭和33）9月、B円からドルへの通貨切替がなされたため、政府立公園法の一部を改正する立法の勧告理由には、「法文中の金額の表示を現通貨の単位で表示し、住民にその趣旨を徹底せしめ、遵法による法の運用を円滑にするため」とある（図19）。1959年（昭和34）に行政主席が立法勧告を行った法案の多くは、条文内のB円表記をドル表記に切り替えるためのもので、こうした琉球政府立法の改正作業が数多くなされたところからも、ドル切替が沖縄社会に与えた影響の大きさをうかがい知ることができる。

第2に、政府立公園法とその改正法の主管局である工務交通局は、立法案を作成して行政主席官房に立法勧告を依頼するにあたって（図1-①）、また立法院で議決された法案についての異議の有無を行政主席官房に回答するにあたって（図1-⑤）、USCARの承認文書を添付しており¹⁰、そこには法案に対するUSCARの評価が記されている。

例えば、政府立公園法を立法院へ提出することに対する5月29日付の承認文書（図20。原文は図3）では、「一般公衆の利益及び使用のために、歴史的及び景勝の価値ある場所を保護し、発展せしめる目的の為に公園を設置するという基本的な方針は疑いもなく健全であり、そして、かかる処置のために必要とされる法律及び諸手続きを設定する政府の行為は、望ましいものである」としつつも、第2節で述べたように、「更に組み入れるべき基本的な方針」がAからEまで5点列挙されている。その内容は、「公園の運営及び管理に対する責任」を明確にすること、「諸商業活動」が行われるようにすること、公園に包含される耕地は最低限度とし、また生産が阻まれないようにすることなどで、ここから同法案に対してUSCARが出した具体的な修正要求を知ることができる。また、立法院可決後の法案に対する8月26日付の承認文書（図21。原文は図9）には、「関係規程がないので、該法案及びこれに関する諸条件の総合的分析が不可能」だが、5月29日付文書で述べた意見が取り入れられていると思われるため、「この想定に基き、立法院の議決になった同法案については、当政府は異議ない」とある。ここから、当初示していた「更に組み入れるべき基本的な方針」が法案に反映されたものとUSCARが判断したことがわかる。

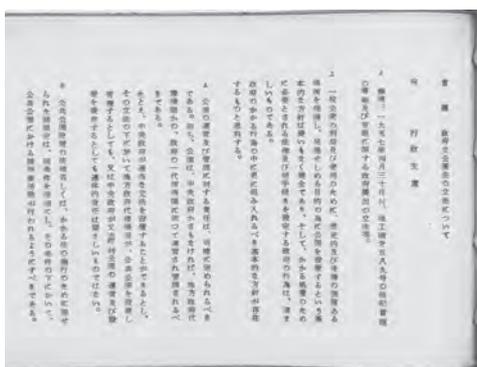


図20 「政府立公園法の立法について」 R00000925B, 291-293頁

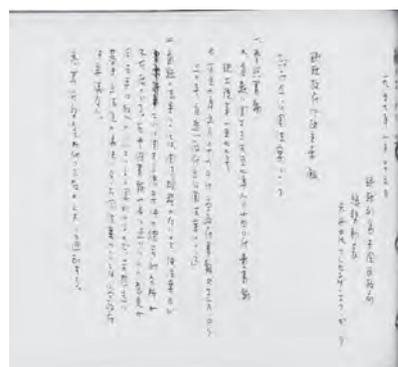


図21 「政府立公園法案について」 R00000925B, 270頁

第3に、「立法勧告及び署名手続に関する書類」の重要性として、琉球政府立法の多くが行政主席によって立法勧告されたものであったという点を指摘しておきたい。法案を審議するのは立法院であるが、そこに提出される法案の大半は行政主席が提出したものであったことから、「立法勧告及び署名手続に関する書類」は、琉球政府立法について検討するにあたって参照すべきシリーズだといえるだろう。

¹⁰ ただし、第2節で政府立公園法の一部を改正する立法の事例でみたように、「民政府の承認を得た」とだけ記載があり、承認文書そのものは添付されていない場合もある。

3-2 関連文書（シリーズ）

最後に、琉球政府文書のなかには、本稿で取り上げた「立法勧告及び署名手続に関する書類」のほかに、琉球政府立法に関してどのような文書があるのかという点に触れておきたい。

まず挙げられるのは、当然のことながら、立法院の文書である。第2節で政府立公園法および同法の一部を改正する立法の立法院における審議過程を簡単に確認したが、法案の審議過程においてどのような議論がなされたのかを知るには、立法院の会議録を見ていくことになる¹¹。

「立法勧告及び署名手続に関する書類」と直接の連続性をもつ文書としては、以下の3つが挙げられるだろう。1つ目は、立法案について検討したり、立法院で議決された法案に対する異議の有無を回答したりする過程で主管局が作成した文書、2つ目に、法案への承認をめぐって琉球政府とUSCARとの間で交わされた文書、3つ目に行政主席が署名した原簿である。

まず、1つ目の主管局が法案を作成する際（図1-①）、あるいは立法院可決後の法案への異議の有無を回答する際（図1-⑤）に作成した文書は、もし琉球政府文書のなかに残されているとすれば、各局の「立法に関する書類」あるいは「法令及び例規に関する書類」というシリーズに含まれている可能性が高い。「もし琉球政府文書のなかに残されているとすれば」と述べたのは、法案作成の過程や参考資料などが残されているケースは、管見の限りそれほど多くはないからである。前節でみた政府立公園法についても、現段階では、工務交通局による法案作成に関する文書は見つけられていない。

とはいえ、例えば、主税局の「立法に関する書類」には『税法改正についての要請 自動車税の立法改正納税証明制度の新設』（R00010791B）という簿冊があり、ここには自動車税法の改正要請を受けた主税局が、改正の要点や改正の契機となった自動車納税証明制度についてまとめた文書が綴られている。このように、一部の法案については主管局に関連資料が残されており、また「立法に関する書類」あるいは「法令及び例規に関する書類」とは違うシリーズに関連文書が紛れている可能性もある。より詳細な調査が必要となるが、もし立法案の作成をめぐってなされた議論やそこで集められた参考資料などが主管局に残されていれば、立法案の作成過程についてより詳しい経緯や背景がたどれるだろう。

次に、法案への承認をめぐって琉球政府とUSCARとの間で交わされた文書についてである。第2節でみたように、主管局は立法案を作成して立法勧告を依頼する際（図1-①）、また立法院で議決された法案についての異議の有無を回答する際（図1-⑤）、USCARの承認文書を添付している。例えば、政府立公園法を立法院に提出することに対する承認文書（図3・20）は、USCARの民政副長官に代って行政課長ジョン・エル・ターナー中佐から行政主席へ、立法院で可決された法案に対する承認文書（図9・21）は、高等弁務官に代って総務部長クレセンゾ・エフ・ギーダ中佐から行政主席へ宛てたものである。これと対をなすものとして、行政主席からUSCARに宛てて法案への承認を求める文書があり、その一部が、米国民政府との間の文書のやりとりを担当していた総務局渉外広報部文書課のシリーズ「米国民政府との往復文書の管理に関する書類」（通称、往復文書）に含まれている。

例えば、『対米国民政府往復文書 1957年 発送文書 警察局』（R00165589B）には、砂糖消費税法の一部を改正する立法を立法院に提出することに対して、行政主席がUSCARの承認を求める1957年（昭和32）7月15日付の文書が綴られており、「立法勧告及び署名手続に関する書類」の『立法に関する書類 1957年 6』（R00000924B）に綴られている同法に関する一連の文書に対応している。た

¹¹ 立法院の文書の概要と探し方については、松原文美「資料紹介：琉球立法院会議資料について—会議録を中心に—」『沖縄県公文書館研究紀要 第19号』（沖縄県文化振興会 2017）、及び松原文美「琉球立法院会議録の所蔵調査報告書」『沖縄県公文書館研究紀要 第20号』（沖縄県文化振興会 2018）参照。

だし、行政主席がUSCARに対して法案への承認を求める文書もまた、管見の限り、琉球政府文書のなかには網羅的に残されているとはいえず、USCAR文書も含めて精査していく必要があるだろう。

そして三つ目の行政主席が署名した原簿については、琉球政府文書ではなく、沖縄県文書の「総務に関する部課の文書」に属するシリーズ「条例、規則の署名、公布並びに原議の保存に関すること」に含まれている¹²。『立法 琉球政府行政主席署名原議書』ではじまるタイトルの各簿冊がそれにあたるが、年代としては1952年（昭和27）から57年（昭和32）のみとなっている。なお、琉球政府立法は公布の際、『琉球政府公報』に登載されるが、『公報』を確認するには、当館ウェブサイトのコンテンツ「琉球政府公報」で検索するほか、琉球政府文書の法務局法制室のシリーズ「立法に関する書類」で見えていくこともできる。同シリーズには立法ごとに『公報』の切り抜きが貼り付けられた簿冊がまとめられており、改正がなされると朱筆で書き込まれていくため、ひとつの立法について加えられた改正の後を便利にたどることができる¹³。

おわりに

本稿では、「立法勧告及び署名手続に関する書類」について、琉球政府立法の成立過程における位置づけ、そこに含まれる文書から読みとれること、そして関連文書を紹介してきた。立法勧告に関する事務を所掌する総務局渉外広報部渉外課（と前身機関）が作成・収受した文書がまとめられた同シリーズは、琉球政府立法の全体のうち、行政主席が立法勧告を行った法案が立法院で議決された後に行政主席によって承認され、署名公布されるケースに該当する。また、本稿で関連文書として言及したものは、基本的に琉球政府文書に限られている。したがって、「立法勧告及び署名手続に関する書類」をもって琉球政府立法の全体像を描くことはできないし、また関連文書についてもすべてを網羅したものではないことに注意が必要である。とりわけ、USCAR文書のなかに琉球政府立法に関する文書がどの程度残されているのかという点については、本稿では扱っておらず、今後の課題としたい。

とはいえ、本文で述べたように、琉球政府立法の多くは行政主席によって立法勧告されたものであるため、「立法勧告及び署名手続に関する書類」は、琉球政府立法を語るうえで重要な位置を占めているのは間違いない。また、そこに含まれるUSCAR承認文書からは、各法案に対するUSCARの評価や姿勢を読みとることができるほか、そのような文書が必要とされたという事実そのものが、USCARの監督下にあった琉球政府の立ち位置を端的に示すものとなっている。本稿では主題としなかったが、琉球政府とUSCARとの関係性や、琉球政府の立法権に対して課されたUSCARによる制限の程度を論ずるにあたって重要な資料であり、ぜひ多くの方に利用してもらいたい。

¹² 当館所蔵の「琉球政府文書」は、日本復帰時に琉球政府から沖縄県へ引き継がれ、当館の開館時に沖縄県立図書館などから受け入れたまとまりを指す。琉球政府が作成した文書であっても、当館開館後に沖縄県から随時移管されてくるものについては「沖縄県文書」に分類されている。

¹³ 政府立公園法については、『政府立公園法 立法 規則 せ-19』（R00160836B）を参照。